

会 議 録

1 会議名

令和6年度 第6回諏訪区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 諮問事項（公開）

・学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置について

(2) 報告事項（公開）

・諏訪地区公民館の移転整備について

3 開催日時

令和7年1月30日（木）午後7時から午後7時47分まで

4 開催場所

諏訪地区公民館 集会室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：相澤、佐藤（恵）、佐藤（祐）、澤海、寺田副会長、西嶋、星野、山田会長
（欠席4名）

・教育委員会事務局：教育総務課 瀧本課長、秋山係長

学校教育課 小林課長

社会教育課 宮崎参事、竹内副課長

・事務局：中部まちづくりセンター 小林所長、井守副所長、渡邊係長、鈴木主事

8 発言の内容（要旨）

【井守副所長】

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【山田会長】

・会議の開会を宣言

・挨拶

【井守副所長】

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務めることを報告

【山田会長】

・会議録の確認：佐藤（祐）委員に依頼

次第3議題「(1) 諮問事項」の「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置について」に入る。諮問・答申の進め方について、事務局の説明を求める。

【井守副所長】

委員就任当初、地域協議会委員の役割は二つあると説明した。一つは委員による自主的な審議、もう一つが市長からの諮問事項に対する答申である。

答申とは、市議会の議決が必要な諏訪区内の施設の設置や廃止、市の主要計画の策定等について、市長が政策判断の参考とするため、内容の良し悪しではなく、地域住民の生活に及ぼす影響の観点から審議し、その結果を市長に返すというものである。

本日は、市教育総務課から「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置について」の諮問がなされる。

答申までの手順は、まず、担当課から諮問内容について説明後、委員からの質問や意見を伺い、挙手にて意思を確認する。なお、諏訪区では、第1回地域協議会の協議で、「会長は投票権無し。ただし、可否同数の場合に決定する権限を有する」としている。

また、答申理由の整理、附帯意見の有無も確認する。地域住民の生活に「支障あり」と答申する場合は、その理由をまとめる。「支障なし」と答申する場合でも、地域住民等に配慮してほしいことや懸念されることを意見として附することができる。

【山田会長】

ただ今の説明について、質問を求める。

(発言無し)

意見が無いようなので、続いて教育委員会事務局教育総務課の説明を求める。

【教育総務課 瀧本課長】

・挨拶及び資料No.1に基づき説明

【山田会長】

ただ今の説明について、質問、意見を求める。

【西嶋委員】

学びの多様化学校の開校は令和8年4月からで、令和7年度は校舎の改修工事をするとのことだが、その間に体育館やグラウンドは使用できるか。

【教育総務課 瀧本課長】

基本的には一旦閉校するので、使用できない。学びの多様化学校設置後の利用については、今後の検討になる。地域で体育館を使用している現状があれば、相談に応じる。

【西嶋委員】

体育館が避難所であることに変更はないか。

【教育総務課 瀧本課長】

避難所として利用できる。他の閉校した学校においても、避難所に指定されている場合は、開設できるよう環境は整えている。地域で別の場所を避難所にしたいという意見があれば検討する。

【西嶋委員】

今の校舎、体育館、グラウンドが地域の活動拠点であり、防災拠点にもなっている。小学校が閉校し、学びの多様化学校が開校するまでの間も、使用できるようお願いしたい。例えば、来年度のファミリー綱引きの練習場所が無くなってしまおうという声も地域で上がっている。一生懸命に地域で活動されている方たちの活動が制限されるのは、すごく残念なこと。令和7年度中の使用許可もお願いしたい。

【教育総務課 瀧本課長】

他の閉校する学校とは異なり、引き続き学校として活用していくので、地域の方から相談いただければ考慮する。

【山田会長】

教育総務課に相談に行けばよいか。

【教育総務課 瀧本課長】

教育総務課でよい。

【山田会長】

使用許可の依頼は、団体の長が直接行かなければいけないのか。電話でもできるのか。

【教育総務課 瀧本課長】

窓口でも電話でもよいので、施設が空いているかの確認も含め、まずは教育総務課に連絡していただきたい。なお、公共施設予約システムは閉校後利用できなくなる。

【西嶋委員】

相談すれば体育館等を使わせていただけるということで安心した。例えば、4月に体育館で「思い出カフェ」を計画している。現在校舎に置いている地域の備品等をその際に使いたいと考えているが、校舎内に置かせてもらうことは可能か。

【教育総務課 瀧本課長】

個別具体的なことは、後日相談させていただきたい。

【山田会長】

中学校の名称を「諏訪中学校」とすることについて、今回の地域協議会の事前打合せの際、かつて同じ名称の中学校があったので、それはどうかという話があった。最終的には町内会長協議会で話をまとめ、この名称で落ち着いた。

教育委員会内でこの名称とするに至った経緯を教えてほしい。

【教育総務課 瀧本課長】

検討の結果、地域の名称が継承される形がよいと判断した。また今後、正式な学校名の条例改正案を市議会へ上程するが、地域の方々に愛称や通称名をつけることはできる。

【西嶋委員】

「（仮称）諏訪中学校」となっているが、あくまでも雄志中学校の分校の諏訪中学校という理解でよいか。

【教育総務課 瀧本課長】

学校の設置形態としては雄志中学校の分校だが、校名は「諏訪中学校」となる。

【西嶋委員】

報道では、教諭の配置は5教科と教頭とあったが、他の教科はどうするのか。また、給食はどうなるのか。

【学校教育課 小林課長】

分校での定数配置になる。全ての教科を網羅できないので、例えば、本校の雄志中学校から美術の先生が分校に来て教えるなどの形になる。定数はおそらく6人で、管理職が1人と、必要に応じて養護教諭を配置する場合もあると聞いている。

【星野委員】

卒業証書の学校名は「諏訪中学校」か「雄志中学校分校諏訪中学校」のどちらになるのか。

【学校教育課 小林課長】

正式には「雄志中学校分校諏訪中学校」であるが、法律に基づく学校に他校からの転校扱いで入学することと、しっかりと自分はここで学んだという誇りを持って欲しいという気持ちがあることから、検討段階であるが、「諏訪中学校」がよいと考えている。

【寺田副会長】

卒業証書の件だが、以前、三和村に「直江津高等学校三和分校」があり、同級生が通学していた。卒業証書は「直江津高等学校」であった。同様に「雄志中学校」であるとよいと思う。

【学校教育課 小林課長】

今後の大事な検討課題となるので、今の意見も含め協議していく。

【佐藤（恵）委員】

私はここに学校ができることを、とても楽しみにしている。通う生徒たちの夏の暑さや交通事故の心配、学校内での怪我や体調が悪くなった時のために、ぜひ養護教諭も配置してほしい。

【学校教育課 小林課長】

今の点も踏まえ、県教育委員会に要望する。

【寺田副会長】

諏訪小学校が3月31日で閉校になる。今現在、交通安全協会が地元の交差点で交通安全の立哨を行い、子供たちを見守っているが、先日、その会長から、もう小学生がいなくなるので会を解散する考えでいると伺った。しかし、令和8年4月1日から中学校として開校するのであれば、その旨を市から交通安全協会に伝え、協力を依頼してほしい。

【学校教育課 小林課長】

交通安全協会に伝える。

【山田会長】

新潟県で初めて学びの多様化学校が設置されるとのことだが、全国で何校ぐらい設置されているか。

【学校教育課 小林課長】

令和5年度現在、全国で24校、その後30校以上に増えていると記憶している。文部科学省は300校程度を目指している。

【山田会長】

それらは廃校になった校舎等が利活用されると思うが、地域等で問題や支障が生じて

いるという話はあるか。

【学校教育課 小林課長】

地域から問題があつて困るという声は聞いていない。また、視察に行った学校に地域との様子を確認したところ、むしろ地域の方から、いろいろな面で教育活動に協力いただき、感謝しているとのことであった。

【山田会長】

他に質問、意見はあるか。

(発言無し)

質問、意見が無いようなので、答申について採決を行う。

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置について、「諏訪区の住民生活への支障無し」とすることに賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

全会一致で「諏訪区の住民生活への支障無し」と答申することに決定した。

次に附帯意見について確認する。附帯意見について、事務局の説明を求める。

【井守副所長】

答申に当たり、地域住民の生活に配慮してほしいことや、懸念されることなどを答申の文書に意見として附して、市長に提示することができる。

【山田会長】

ただ今の説明について、質問を求める。

(発言無し)

質問が無いようなので、これまでの審議を踏まえ、附帯意見無しとしてよいか。附帯意見無しとすることに賛成の委員は、挙手願う。

(全員挙手)

全会一致で附帯意見無しであることを確認した。

以上で次第3 議題「(1) 諮問事項」の「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置について」を終了する。

次に、次第3 議題「(2) 報告事項」の「諏訪地区公民館の移転整備について」に入る。社会教育課の説明を求める。

【社会教育課 宮崎参事】

・挨拶及び資料No.2 に基づき説明

【山田会長】

ただ今の説明について、質問を求める。

【寺田副会長】

諏訪小学校は、校舎 1 階の奥がランチルームになっている。諏訪中学校での給食の有無が、公民館の全体像に影響するのではないかと。

【学校教育課 小林課長】

教育課程にも関わることであり、給食か弁当とするかについては検討中である。

【寺田副会長】

今のランチルームも公民館として使用可能であるか確認したかった。

【学校教育課 小林課長】

早い段階で決定し、工事に影響が無いようにしたいと考えている。

【山田会長】

令和 9 年度から新しい公民館が開設される予定とのことだが、今の公民館の建物はどうなるのか。

【社会教育課 宮崎参事】

廃止後の利活用については未定である。一般的な手順として、まず市の内部で活用する見込みがあるかを確認する。無ければ、地域での活用予定を確認し、それも無ければ、民間での活用方法を探っていくことになる。

【寺田副会長】

公民館活動の時に地域の方は車で来られる。今の小学校は体育館の向かいの、昔プールだった所が駐車場になっているが、同じ建物に中学校と公民館が入るとなると全然足りない。駐車場についてどのように考えているか。

【社会教育課 宮崎参事】

公民館には多くの人が集まることが想定される。まずは市の案を地域に示し、地域の皆さんの意見を伺い、決定していきたいと考えている。

【山田会長】

その案が示されるのは、令和 7 年度以降になるか。

【社会教育課 宮崎参事】

スケジュールのとおり、令和 7 年度中に設計する。その際、公民館は様々な人が利用することと、学校に併設されていることを考慮し、校舎をどのように活用するかという

ことに併せて、駐車場についても検討する。

【山田会長】

他に質問はあるか。

(発言無し)

質問が無いようなので、以上で、次第3議題「(2) 報告事項」の「諏訪地区公民館の移転整備について」を終了する。

(教育総務課、学校教育課、社会教育課退席)

次に、次第3議題「(3) その他」に入る。

何かあるか。

(発言無し)

意見が無いようなので、以上で次第3議題「(3) その他」を終了する。

次に、次第4その他「(1) 次回開催日程」に入る。事務局の説明を求める。

【井守副所長】

・次回の協議会について説明

— 日程調整 —

・次回の地域協議会：2月17日(月)午後7時から

諏訪地区公民館 集会室(予定)

【山田会長】

以上で次第4その他「(1) 次回開催日程」を終了する。

次に、次第4その他の「(2) その他」に入る。

その他、何かあるか。

(無しの声)

・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 中部まちづくりセンター

TEL：025-526-1690

E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。